

さいたま市告示第1215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和7年7月23日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日
令和7年8月5日（火） 午後7時00分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所
三橋公民館 講座室
さいたま市大宮区三橋2-20
- 3 公開による意見の聴取を行う理由
建築基準法第48条第7項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため
- 4 許可申請概要
 - (1) 申請者
埼玉ダイハツ販売株式会社 代表取締役社長 小林 幸彦
 - (2) 申請場所の地名地番
さいたま市大宮区三橋二丁目730番1、731番1、731番3、732番1、732番4、732番5、733番、734番1、734番4
 - (3) 用途地域
準住居地域、第一種住居地域
 - (4) 計画の概要
物販店舗、自動車修理工場
- 5 適用条文
 - (1) 建築基準法第48条第7項ただし書
 - (2) 建築基準法第48条第15項（公開による意見の聴取）